

## 第6章 保存・管理の方向性と方法

### 第1節 保存・管理の方向性

甲府城跡の本質的価値を適切に保存していくためには、遺構保全のための日常的な維持管理を行うとともに、継続的な調査研究を確実に進めていく必要がある。このためには体制整備が不可欠となる。また、甲府城跡を形成する自然環境や史跡景観の保全を図っていくことが必要である。そして、城域を適切に保護するため、必要に応じて史跡の追加指定を目指していく。

#### 1. 全体的な方法

- (1) 日常的な維持管理を適切に行い遺構を保護し、史跡の環境や景観の維持・向上に努める。
- (2) 既調査成果の検討を含めた調査研究を計画的・継続的に実施することにより、甲府城跡の本質的価値に関するデータを蓄積し、その価値を顕在化させる。
- (3) 史跡内のき損箇所や変状の進行の把握を定期的に行い、き損及び危険個所を事前に察知し、それらの情報に基づき計画的な調査及び修理を実施していく。
- (4) 現状変更等の行為については、明確な取扱方針や取扱基準のもと、厳密な判断を行い、史跡の価値を損なうことのないようにする。
- (5) 平成30年度の史跡指定申請時に、将来的な指定を目指すとしている範囲については、土地所有者の同意を得られるよう努める。また、指定地の公有地化について、土地所有者の意向を踏まえた上で進めることとする。
- (6) 史跡周辺の歴史的眺望は、本質的価値の特徴を視覚的に捉えるための重要な要素であるため、これを将来にわたり伝えていくよう眺望・景観に関する方針を明確にしていく。

## 第2節 保存・管理の方法

### 1. 史跡指定地内

#### a 史跡の本質的価値を構成する要素

構成要素		保存管理方法
地上遺構	縄張り関連（地形、曲輪・虎口等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切に維持管理していく必要がある。</li> <li>改変を受けた箇所については、利活用上の必要性と本質的価値の保全・顕在化の観点から、総合的な検討を行う。</li> </ul>
	石垣	<ul style="list-style-type: none"> <li>城郭を構成する主要な遺構であるため、保存管理を厳密に行う。</li> <li>定期的に現状把握を行い、石垣カルテの更新等データの蓄積を行う。</li> <li>危険度の高いものは動態観測等を実施して変状の進行状況を把握する。</li> <li>変状が見られるものについては、必要に応じて計画的に修理を実施する。</li> <li>修理にあたっては、変状の進行を抑える方向で、叩き締めや間詰石の補充等、多様な修理方法を検討し、解体修理を必要とする状況にならないよう努める。</li> <li>石垣への落書きについては、史跡保護についての意識の醸成を図ると共に、石垣を傷めずに消す方法について検討する。</li> </ul>
	堀	<ul style="list-style-type: none"> <li>内城の範囲を画す重要な遺構として保存管理を厳密に行い、併せて水質浄化等の環境保全を適切に行う。</li> </ul>
	石切場跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存のために必要な調査を行い、適切に維持管理していく。</li> </ul>
地下遺構・遺物（近世）	地下遺構（堀跡・石切場跡・建物跡・門跡等）・遺物	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡の本質的価値を把握するため、発掘調査等を計画的に実施する。</li> <li>現状保存を原則とし、遺構・遺物の確実な保存を図る。</li> <li>現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査を実施するなど、地下遺構等への影響を最小限にとどめる方法を検討し、遺構等の保存に努める。</li> </ul>

**b 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素**

構成要素		保存管理方法
地下遺構・遺物（近世以前）	地下遺構（井戸跡等）・遺物	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査を実施するなど、地下遺構等への影響を最小限に抑える方法を検討し、遺構等の保存に努める。</li> </ul>

**c 史跡の保存・活用に有用な要素**

構成要素		保存管理方法
復元建造物（復元建造物・修景施設）	復元建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的な維持管理計画を作成するなど、日常的、計画的な点検を十分に行う方法について検討する。また、防火設備・消火施設等の整備について検討する。</li> </ul>
	修景施設（漆喰塀）	
表示遺構	井戸、礎石、二重石垣等	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切に維持管理していく。</li> <li>表示内容に最新の調査研究成果を反映させていく必要があるため、中長期的な整備計画の中で検討する。</li> </ul>
樹木	マツ・サクラ・イヌツゲ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>現存の樹木は、公園整備の一環で植樹されたものであり、史跡景観上、本来的な姿を表出していないことから、史跡本来の樹木のあり方について検討する必要がある。</li> <li>樹木の根などが、石垣など史跡の価値を構成する諸要素に影響を及ぼす場合には、遺構保護を最優先とした対策を検討する。</li> <li>樹木の抜根については、遺構等への影響を十分に検討した上で、適切な方法で実施する。</li> <li>樹木の維持管理については、遺構の保護や史跡景観に配慮し、日常的な樹木管理の徹底に努める。</li> <li>原則として新規の植栽は行わない事とするが、修景等の目的で更新や新規植栽の必要がある場合は、遺構等への影響を十分に検討した上で計画的に実施する。</li> </ul>

便益施設	便益施設全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な点検や維持管理を基本として現状を維持する。</li> <li>・諸施設の配置や規模については、利活用上の必要性と、史跡の本質的価値を保護し、史跡景観を保全する観点から各施設の設置位置や数量、意匠等について総合的に検討する必要がある。</li> <li>・改修・新設等については、遺構及び景観の保護を考慮し、現状変更等の取扱基準により、必要最小限にする。</li> </ul>
管理施設	管理施設全般	「便益施設」を参照
	史跡境界標	・文化財保護法（第115条第1項）で設置を義務づけられている史跡境界杭を設置する。
	転落防止柵	・石垣天端からの転落を防止するため設置しているが、定期的な改修が必要となっているため、石垣等遺構への影響や史跡景観の保全に係る観点から、そのあり方について検討する。
	生垣	・公園としての緑化目的の他、石垣天端からの転落防止や石垣等への過度な接近を防ぐなど安全管理や遺構保護の目的も兼ねるが、石垣等遺構への影響や史跡景観の保全に係る観点から、そのあり方について検討する。
インフラ施設	埋設管、排水設備等	・適切に維持管理する。

#### d 近代以降の地域の歴史に関わる要素

構成要素	保存管理方法
地下遺構・遺物（近世以降）	勧業試験場跡、葡萄酒釀造所跡 勧業試験場跡や葡萄酒釀造所跡など近世以降の地域の歴史に関わる遺構が確認されているため、引き続き、内容確認調査を実施し、保存活用の方針について検討する。
歴史的建造物	武徳殿、恩賜林記念館 史跡の本質的価値とは直接的な関係はなく、ともに建設位置は、築城期の石垣に隣接した場所であることから、本質的価値の顕在化及び史跡景観の上で影響が見られる。このため、将来的には移転等の取扱いも検討すべきであるが、現在使用されている施設であることから、今後、当該施設の大規模改修等の際や、該当箇所で史跡整備を行う際には、所有者の意向を尊重しながら個別に検討することとする。 現状変更については、現状の位置や規模等の範囲内で躯体に大きな変更を伴わない軽微な改修等は認めることとする。
記念碑	謝恩碑、明治天皇御登臨之趾、小田切謙明碑、明治天皇御製碑、園記碑、愛宕山山莊碑 史跡の本質的価値とは直接的な関係はなく、史跡景観の上でもその影響が見られるため、将来的には移転等の取扱いも検討すべきである。しかしながら明治期以降の地域の歴史を語る資料という側面を持ち合わせていることから、今後、碑の改修が必要になった場合や、該当箇所で史跡整備を行う際には、所有者の意向を前提としながら個別に検討することとする。 なお、史跡指定地においては、甲府城跡と直接的な関係のない記念碑等の新設は原則として認めない事とする。

## 城内の占用施設

	施設名称	設置年月日	主な業務・活動内容	現況
1	恩賜林記念館	昭和28年5月17日	恩賜林保護団体が恩賜林御下賜40周年記念事業として、改めて御下賜に対して感謝すると共に、今後の保護活動を誓って建てられた。現在は主に講演会や研修会などの会場として使われている。	現状使用
2	武徳殿	昭和8年3月	正式名称は山梨県警察本部道場武徳殿である。明治30年設立の武徳会山梨県支部により運営された。戦後は米国進駐軍に接収され、また武徳会も戦争遂行の一翼を担ったものとして活動を禁止されたが、米兵撤退後は県有財産となり武道修練の利用に供されている。現在の所有は山梨県、管理は山梨県警察本部が行っている。	現状使用

## 城内・愛宕山石切場の記念碑

	名称	設置年月日	建碑内容	現況
1	謝恩碑	大正11年3月	明治40年8月、山梨県が台風に襲われ多大の被害を被ったおり、明治天皇より御料地を賜った。その感謝の気持ちを表した碑。	本丸に現存
2	小田切謙明碑	昭和11年11月	自由新聞を明治12年5月設立。板垣退助と共に自由党を結成し、山梨県の文化の発展に努めた。	鍛冶曲輪に現存
3	明治天皇御製碑	大正13年11月	明治天皇が明治13年6月19日に来県し、その途中舞鶴城址にお立ち寄りになり歌を詠んだ。	鍛冶曲輪に現存
4	史跡 甲府城跡	昭和47年4月2日	史跡指定碑（県指定史跡）	稻荷曲輪に現存
5	明治天皇御澄臨之碑	昭和13年3月	明治天皇が明治13年6月、舞鶴城天守台跡に立ち県土を見た場所。	天守台に現存
6	園記碑	大正11年10月	浅野長政が甲府城を築城するために採石し、その後大木善右衛門がこの地に山荘を建て、文化に親しんだことを記した。	愛宕山石切場に現存
7	愛宕山荘碑	大正6年12月	大木善右衛門がこの地に別邸である山荘を建築した由来を記した。	愛宕山石切場に現存

### e その他の要素

構成要素		保存管理方法
公益施設	花壇、日本庭園、あじさい公園、駐車場等	・当面は現状での利活用を図るが、将来的な整備等に伴い、中長期的にはそのあり方について検討する。

## 2. 史跡指定地外

### f 史跡の本質的価値に関連する要素

構成要素	保存管理方法
縄張り関連（地形・曲輪（清水曲輪・屋形曲輪・樂屋曲輪・花畠等）・虎口等）、堀、石垣、地下遺構（近世：堀跡・大手門跡・柳門跡・山手門跡等）・遺物	<ul style="list-style-type: none"> <li>近代に大規模な改変を受け、県庁施設・鉄道関連施設・店舗等が立ち並び市街地化しているが、大手門跡・柳門跡など甲府城跡の価値を構成する城郭等の遺構や関連する遺構が遺されている。これらを適切に保護していくため、関係者と協議していく。</li> <li>内城の範囲は埋蔵文化財包蔵地「甲府城跡」として周知されているが、史跡には指定されていないため、条件が調った箇所から関係者と協議し、追加指定していく。</li> </ul>

### g 史跡の本質的価値に準ずる価値を有する要素

構成要素	保存管理方法
甲府城下町遺跡（武田城下町遺跡との重複部分を含む）、近世以外の地下遺構・遺物	<ul style="list-style-type: none"> <li>大部分は埋蔵文化財包蔵地として周知されているが、埋蔵文化財包蔵地の範囲を常に見直していく必要がある。</li> </ul>

### h 史跡の保存・活用に有用な要素

構成要素	保存管理方法
復元建造物（甲府市歴史公園山手御門）、遺構表示、便益施設（甲府城石垣展示室・ベンチ・説明板・案内看板・標識・駐車場等）、管理施設（照明・植栽・埋設管・排水施設等）	※指定地内を参照

### i 近代以降の地域の歴史に関わる要素

構成要素	保存管理方法
山梨県庁舎別館、山梨県議会議事堂、旧睦沢学校校舎（藤村記念館）	※指定地内を参照

j その他の要素

構成要素	保存管理方法
各種建築物（県庁施設・鉄道関連施設・ビル・店舗等）、各種工作物（鉄道関連施設・道路等）	・市街地化の進展に伴い、各種建築物や工作物等については新設・改修等が生じてくるが、開発等に係る情報をもれなく察知する仕組みを整え、埋蔵文化財の保護や史跡景観の確保に努める。このためには、甲府市をはじめ関係者と密に情報共有し、協議を行っていくこととする。

### 第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱い方針及び取扱い基準

#### 1. 制度の概要

史跡は、その価値を損なうことなく保存し、管理する必要があることから、文化財保護法（以下「法」という。）第125条の規定では、「史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」とされている。

「現状を変更する行為」とは、史跡等に物理的な変更を加える行為を、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に史跡等の現状を変更するものではないが将来にわたり支障をきたす行為を指す。これら現状変更等により、史跡の価値が損なわれることがないよう、法において上記の規定が設けられ、史跡の保存が図られている。

#### 2. 法令上の基準

##### （1）現状変更を許可できない場合

- 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存管理の基準に反する場合
- 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
- 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

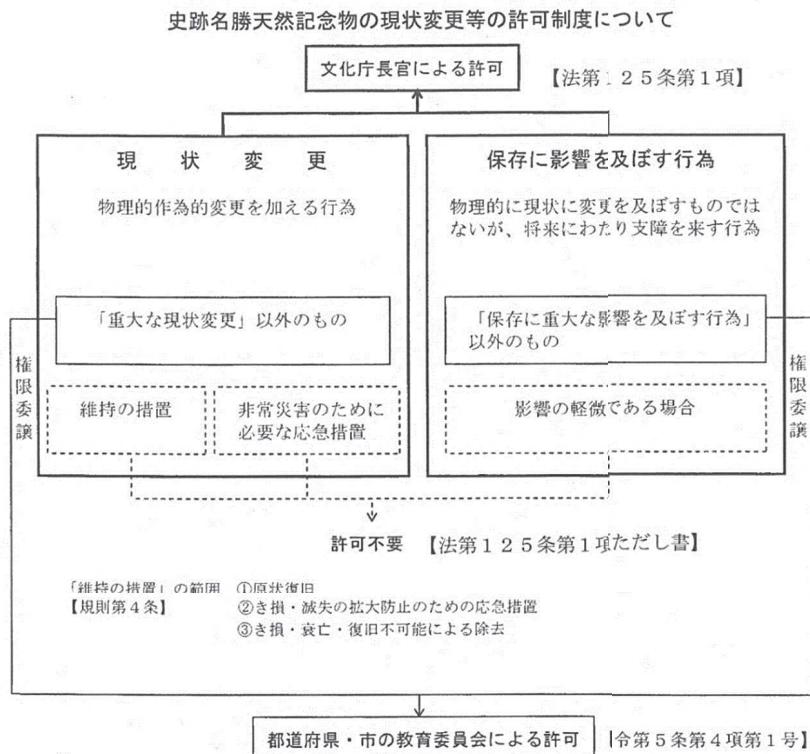
##### （2）現状変更等の許可が不要な行為

- 現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合
- 保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合

（法第125条第1項ただし書き）

「維持の措置」の範囲については、「特別名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」第4条に、史跡名勝天然記念物がき損し又は衰亡している場合の、現状復旧、き損・衰亡の拡大防止のための措置、き損・衰亡・復旧不可能の場合による除却と示されている。

き損が生じた場合には、法第30条によるき損届、復旧する場合は法第127条による復旧届を文化庁長官に提出する必要がある。



<史跡名勝天然記念物（地域）関係>

- (イ) 2年以内の期間限定の小規模建築物の新築・改築・増築
- (ウ) 指定面積150ha以上の史跡名勝天然記念物の第一種及び第二種伝習伝承専用地域における小規模建築物の新築・改築・増築
- (ハ) 工作物の設置・改修、道路の舗装・修繕
- (ニ) 史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置・改修
- (ホ) 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置・改修
- (ヘ) 建築物等の除却（建築または設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る）
- (ト) 木竹の伐採
- (チ) 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

<天然記念物（種）関係>

- (リ) 天然記念物である動物の捕獲及び飼育、標識等の装着、血液その他の組織の採取
- (ス) 天然記念物である動物の動物園・水族館相互間での譲受け・借受け
- (ル) 天然記念物である鳥類の電柱に作られた巣の除却

<個別委譲関係>

- (フ) 史跡名勝天然記念物の「管理のための計画」を定めた都道府県又は市の教育委員会が申出をし、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘査して文化庁長官が指定する区域における現状変更等

※1 「工作物」には、以下のものを含む

- ①小規模建築物に付随する門、生け垣又は塀
- ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③小規模な観測・測定機器
- ④木道

※2 法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設

※3 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む

※4 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。また、名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る

### 3. 甲府城跡における現状変更等の取扱いの基本方針

前節で示した、保存・管理の方向性と方法を踏まえ、史跡の本質的価値を構成する要素に悪影響を与える行為、地形の改変、史跡の景観に悪影響を及ぼす行為については原則として認めないことを前提とし、現状変更等の取扱いの基本方針を次のとおりとする。

ただし、史跡指定地は都市公園の範囲とほぼ重なることから、公園施設の維持管理等、公益上必要な行為については、史跡の本質的価値に影響を及ぼさない範囲で認めることとする。

- (1) 史跡の保存のための修理や、活用のために必要な復元整備、利用者の利便性を図るための施設整備に係る行為については、現状変更の取扱基準に照らし合わせ、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。
- (2) 甲府城跡の調査研究のために必要な発掘調査等については、指導助言組織の意見を聞きながら進めることとする。調査の実施にあたっては、適切な調査区の設定を行い、遺構等への影響を最小限にとどめることとする。
- (3) 公益上必要な行為については、史跡の本質的価値を構成する要素及び史跡景観の保護に対する配慮がなされたものに限り認める。

#### ○地区ごとの取扱い方針

##### 【地区名】

本丸地区、二の丸地区、稻荷曲輪・数寄屋曲輪地区、鍛冶曲輪地区

現状
本丸を中心とする曲輪がある範囲。これら地区には、縄張りを構成する曲輪、虎口や石垣が顕在化されているほか、礎石や二重石垣などの地下遺構も良好に残されている。
取扱い方針
遺構を現状のまま保存することとし、史跡の保存・管理、活用、整備とこれに係る学術調査、公園の利活用に係る行為、災害復旧以外の現状変更は、原則として認めないこととする。

##### 【地区名】

堀地区

現状
鍛冶曲輪南側の水堀の範囲と、指定地南端の堀が埋め立てられた範囲。さらに稻荷曲輪北側の埋め立てられた箇所のうち指定地内の範囲。この地区には、堀が顕在化された箇所と、されていない箇所とが混在している。
取扱い方針
遺構を現状のまま保存することとし、史跡の保存・管理、活用、整備とこれに係る学術調査、公園の利活用に係る行為、災害復旧以外の現状変更は、原則として認めないこととする。

【地区名】

石切場地区

現状

愛宕山麓の石切場の範囲。石切場跡の凹みは、のちに庭園の池として整備されたが、現在もこの池は残されており水が溜まった状態である。国有地であり、現状では史跡の範囲は塀で囲われている。

取扱い方針

遺構を現状のまま保存することとし、史跡の保存・管理、活用、整備とこれに係る学術調査、災害復旧以外の現状変更は、原則として認めないこととする。

#### 4. 現状変更等の取扱基準

##### (1) 現状変更等許可が不要な行為

① 維持の措置

ア 史跡のき損、衰亡時の原状回復

- ・石垣の石材等が部分的に外れた際に元の位置に戻す行為
- ・大雨等により小規模な土砂の流出があった場合に、元の形状に復する行為

イ 史跡のき損、衰亡の拡大防止のための応急措置

- ・土砂流出・崩落防止等に係る応急的な土嚢等の設置  
(あくまでも応急措置としてのもので、小規模なものに限る。)

ウ 史跡の一部のき損、衰亡箇所の復旧が不可能な場合における当該部分の除去

- ・曲輪の地形を構成する法面が崩落し、崩落箇所が危険な状態で現状復旧が不可能な場合の土石の撤去等

② 非常災害のために必要な応急措置

ア 大雨、台風、地震等の災害の際、又はその発生が明らかに予想される急迫の事態の場合にとる応急的な措置

- ・崩落した土砂・落石等の撤去
- ・土嚢や簡易な土留杭等の設置、立入禁止柵等の設置
- ・来訪者等が避難するための工作物の設置等

③ 保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微な場合

ア 指定地内における日常的な維持管理行為

- ・清掃・除草等の日常的な管理行為
- ・樹木の剪定、危険枝・支障枝の除去、抜根を伴わない倒木等の除去など植栽の維持管理行為
- ・舗装の亀裂や凹凸など小規模な補修及び小規模不陸箇所への土砂の補充等
- ・史跡整備関連施設（復元建造物・解説板等）や公園施設（四阿、柵、ベンチ、トイレ、外灯等）の地上部分の小規模な修理

イ 一時的な仮設物の設置

- ・土地の掘削等を伴わない簡易的な工作物等（看板等）の設置（イベント等に伴う簡易的な仮設物についてもこれに含む。）
- ・地形測量等に伴う、簡易的な杭の一時的な打設（打ち込みの深さについては、地下遺構

の状況を踏まえ事前協議を行うこととする。)

## (2) 甲府市教育委員会による許可が必要な行為

法第 184 条第 1 項第 2 号及び施行令第 5 条第 5 項第 1 号により、甲府市教育委員会に現状変更等の許可、取消し、停止命令の権限が委譲されている行為は以下のとおりである。

### ① 小規模建築物で 2 年以内の期限を限って設置されるもの的新築、増築、改築

「小規模建築物」とは、階数が二以下かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物あって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が 120 m<sup>2</sup>以下のものをいう。なお、建築とは建築物を新築し、増築、改築、又は移転することをいい、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 13 号に以下のように定められているものである。

ア 新築とは、新たに建物を建築するもので、増・改築又は移転に該当しない建築をいう。

イ 増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、次のいずれにも該当するものをいう。

○既存の建築と同一敷地内であること。

○既存の建築と用途が不可分であること。

ウ 改築とは、建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異ならないものを造ることをいう。

エ 移転とは、同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すことをいう。

### ② 工作物（建築物を除く）の設置・改修

土地の形状の変更を伴わないものに限る。また、改修については、その工作物の設置の日から 50 年を経過していないものに限る。

### ③ 道路の舗装・修繕

土地の形状の変更を伴わないものに限る。

### ④ 法第 115 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

史跡の管理に必要な施設とは、史跡標柱、史跡境界標、史跡説明板、囲い柵を指し、これらについて史跡への影響が最小限のものについて許可する。

### ⑤ 電柱、電線、ガス管、水道管、下水管その他これらに類する工作物の設置、改修

### ⑥ 建築物等の撤去

建築又は設置の日から 50 年を経過していないものに限る。

### ⑦ 木竹の伐採

### ⑧ 史跡の保存のため必要な試験材料の採取

これらの行為については、①史跡の保存・管理、活用、整備、景観の保全に必要なもの、②公益上必要なもの、③私有地にあっては所有者の生活上必要なものであって、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限であるものについては、文化財保護担当職員による工事立会等条件を付して許可することとする。

## (3) 文化庁長官の許可が必要な行為

前述の現状変更許可が不要な行為の具体的な事例及び甲府市教育委員会による許可が必要な行為以外の行為については、文化庁長官の許可が必要となる。今後想定される事例につ

いての許可基準は以下のとおりである。また、必要に応じて事前の発掘調査、工事立会等を実施することとする。

#### ① 発掘調査等学術目的に実施する行為

調査の目的が史跡甲府城跡の保存、活用を図る上で必要若しくは寄与するものであること、また、調査範囲がその目的のため必要最小限のものであるものは許可する。また、石垣修理に関する調査も同様であり、方法・範囲及びその成果の検討、事業体制を整えた計画を明確にした上で判断する。

#### ② 史跡の修理、復元整備

確認調査・文献調査等により史実を確認し、その内容について有識者による整備検討委員会等で十分に検討したものについては許可する。なお、修理については、必要最小限の範囲とし、復元整備で対象とするものについては、当保存活用計画で史跡の本質的価値を構成する要素として特定した建築物その他の工作物の遺構とする。

#### ③ 地形の改変

復元整備、遺構の保護等の史跡整備を目的としたもの以外の盛土、地面の削平、水面の埋め立て等の地形の改変は認めないことを原則とする。

#### ④ 建築物の新築、改築、移転、除却

新築、改築、移転、除却については、史跡の保存、活用、整備、防災等公益上必要であり、史跡及び景観に与える影響が最小限のものについては許可する。

#### ⑤ 工作物の新設、改修、修繕、除却

史跡及び都市公園としての保存管理・活用・整備、防災等公益上必要なものを目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限のものについては許可する。なお、公園管理上等で設置する施設等も、石垣や遺構に影響がないように、位置・工法・機能を熟慮の上、判断する。また、改修や除却についても文化財の保護上影響のない既掘範囲は認めるが、石垣や地下遺構に影響のある場合には新設の構造物と同様に判断を行う。

#### ⑥ 地下埋設物の設置、改修

改修は、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備及び防災等は公益上必要なものについて、石垣や遺構に与える影響が必要最小限のもののみ許可する。新設は、史跡及び公園としての保存・管理・整備及び防災等は公益上必要なものについて、必要に応じて事前に発掘調査、史料調査を行い、史跡に与える影響が最小限の箇所を可能な限り選定した上で許可する。なお、施工時に重要な発見があった場合には速やかに協議し、文化財の保護対策を講じる。

#### ⑦ 木竹の植栽、抜根

新たな植栽に関しては、植栽箇所の地下遺構の状況を勘案し、史跡の保存・整備上必要な法面保護、修景、立入り防止等のためのものについては、防根シート設置等地下遺構の保存を図った上で、認めることとする。既存樹木の枯損等に伴う更新、史跡整備に伴う移植については、地下遺構の状況に応じて判断する。抜根については、史跡の修理、整備に伴うものを除き、地下遺構への影響を考慮し、原則としてはその必要性と、残置した場合と抜根した場合の双方の影響について検討した上で、必要最小限の範囲について実施する場合に許可する。ただし、実施にあたっては発掘調査等を行い遺構への影響

を最小限にとどめることとする。

## 5. 史跡指定地外の区域の保存

現在、史跡甲府城として指定されている範囲は天守台や本丸を中心とした約 6ha であるが、築城に際しては独立丘陵である一条小山を切盛土し石垣を積み、内城の全周を堀で囲う大規模な普請が行われ、その総面積は約 18ha に及ぶと想定される。ここでは、指定地外に及ぶ範囲についての考え方を示す。

### （1）堀地区・曲輪地区

清水曲輪・屋形曲輪・楽屋曲輪・花畠など内城の範囲と、これらを囲む内堀の範囲である。この範囲については、周知の埋蔵文化財包蔵地「甲府城跡」となっている。一帯は近代に大規模な改変を受け、県庁施設・鉄道関連施設・店舗等が立ち並び市街地化しているが、甲府城跡の価値を構成する城郭等の遺構やそれに関連する遺構が遺されており、甲府城跡の全体像を理解する上で重要な場所である。このため、その保存については、埋蔵文化財包蔵地の周知を徹底し、各種開発にあたっては関係機関との調整を図りつつ、遺構の保護についての理解・協力を求めていく等の取組みが必要となる。

また、この範囲は、甲府城の歴史的眺望や、史跡景観にも大いに影響する場所であるため、眺望・景観に対する理解・協力を併せて求めていくとともに、史跡の追加指定を含め、一帯を適切に保存していくことが必要である。

### （2）城下町地区

二の堀に囲まれた内郭である武家地、三の堀に囲まれた外郭である寺社地・町人地にあたる範囲である。この範囲については、周知の埋蔵文化財包蔵地「甲府城下町遺跡」となっている。これまで約 140 箇所の試掘調査や発掘調査が実施されており、堀跡や地割り、武家屋敷など城下町に関連する遺構が多く確認されている。しかしながら城下町の構造や性格の把握までには至っていない上、一帯の開発も進んでいることから、今後、甲府城跡と関連した遺跡としての調査研究を進め、適切な保護を図っていくことが必要である。

### （3）甲府城関連以外の遺跡について

周知の埋蔵文化財包蔵地「甲府城跡」及び「甲府城下町遺跡」の範囲は、甲府城跡の北方約 3 km の位置にある史跡武田氏館跡に関連する「武田城下町遺跡」の範囲と実質的に重複する箇所がある。実際、甲府城跡内からも、石臼や五輪塔など中世（甲府城築城以前）の石造物が出土しており、これらは、甲府城築城以前にこの地にあった一蓮寺関連の遺物と考えられる。また、甲府城跡内では近代化に伴う遺跡である「勧業試験場跡」や「葡萄酒釀造所跡」の遺構等が検出されている。甲府城下町遺跡では、古墳時代後期の遺跡が発見された例もある。このように、長い歴史の中で連続と利用してきた土地であることも理解しておくべきであろう。

## 第4節 追加指定と公有地化について

### 1. 追加指定

史跡の追加指定範囲については、内堀を含めた内城が含まれることが望ましいが、現状は、公有地、鉄道、商業地、民有地など複雑な構成を成している。

今後、重要な遺構の発見や学術的進展の中で、関連機関や関係者と条件が調べば、その保存を図るため追加指定を検討することとする。特に山手門については、城にとって重要な城門のひとつであり、甲府市による史跡整備が進められ活用が図られていることから、追加指定し、JR 架線によって分断された城域南側（現舞鶴城公園）と一体化した保存と活用を図っていく必要がある。

### 2. 公有地化

現史跡指定地は、ほぼ県有地であるが、一部民有地が含まれていることから、土地所有者の意向に沿いながら進めていくこととする。